

店舗ごとの協力金支給額計算シート (第4期: 8/20~8/27 要請分)

店舗名

以下のフロー図の質問を基に、該当する計算方法を選択していただき、**太枠の中に数値を記入**してください。

【売上高方式】

【順序1】中小企業者ですか？

飲食業は、下記のいずれかに該当すれば中小企業者に該当します。

- 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社 又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

はい

いいえ

【売上高減少額方式】により計算してください。(裏面へ)

【順序2】令和元年又は令和2年の飲食部門における

(1) 8月の売上高(税抜)

(2) 8/20~8/26 の7日間売上高(税抜) はそれぞれいくらですか？

※ 経費支出を含む経理帳簿などに記載されている月ごとの売上高を税抜きで記入して下さい。なお、税抜売上高が不明な場合は、税込売上高を「1.1」で割り(令和元年9月以前は「1.08」)、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

(1) 8月の売上高(税抜) (令和元年 令和2年)

令和元年又は令和2年の8月の飲食部門売上高
① 円
(税抜)

÷

31

=

令和元年又は令和2年の1日当たり売上高
② 円

(2) 8/20~8/26 の7日間売上高(税抜) (令和元年 令和2年)

令和元年又は令和2年の8/20~26の7日間の飲食部門売上高
③ 円
(税抜)

÷

7

=

令和元年又は令和2年の1日当たり売上高
④ 円

②、④のうち、最も高い金額

⑤ 円

小数点以下切上

⑤の金額は **83,333円** を超えますか？

はい

いいえ 又は 不明

飲食部門売上高の1日当たり売上高が25万円以上で、前年又は前々年からの飲食部門における1日あたりの売上高減少額が18万7,500円を超えている場合は、売上高減少額方式も選択可能です。(裏面参照)

売上高方式にします

「簡易申請」での申請となります。

支給単価は1日当たり「25,000円」です。

25,000円 × 協力日数 7日 = 当該店舗の支給申請額 **175,000円**

【順序3】1日当たりの支給単価を計算します。

※最大「75,000円」

上記②、④のうち、最も高い金額
⑤ 円

×

0.3

=

1日当たりの支給単価(千円未満切上)
⑥ 円

【順序4】1日当たり支給単価に協力日数を乗じて支給申請額を算出します。

1日当たりの支給単価
⑥ 円

×

協力日数

7日

=

当該店舗の支給申請額
⑦ 円

【売上高減少額方式】

【順序1】令和元年又は令和2年の飲食部門における

(1) 8月の売上高(税抜)

(2) 8/20~8/26 の7日間売上高(税抜) はそれぞれいくらですか?

※ 経費支出を含む経理帳簿などに記載されている月ごとの売上高を税抜きで記入して下さい。なお、税抜売上高が不明な場合は、税込売上高を「1.1」で割り(令和元年9月以前は「1.08」)、小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

(1) 8月の売上高(税抜) (□令和元年 □令和2年)

令和元年又は令和2年の8月の飲食部門売上高	÷	31	=	令和元年又は令和2年の1日当たり売上高
① <input type="text"/> 円 (税抜)				② <input type="text"/> 円

(2) 8/20~8/26 の7日間売上高(税抜) (□令和元年 □令和2年)

令和元年又は令和2年の8/20~26の7日間の飲食部門売上高	÷	7	=	令和元年又は令和2年の1日当たり売上高
③ <input type="text"/> 円 (税抜)				④ <input type="text"/> 円

小数点以下切上

【順序2】令和3年の飲食部門における

(1) 8月の売上高(税抜)

(2) 8/20~8/26 の7日間売上高(税抜) はそれぞれいくらですか?

(1) 8月の売上高(税抜)

令和3年8月の飲食部門売上高	÷	31	=	令和3年の1日当たり売上高	売上高減少額(2-6)
⑤ <input type="text"/> 円 (税抜)				⑥ <input type="text"/> 円	⑦ <input type="text"/> 円

(2) 8/20~8/26 の7日間売上高(税抜)

令和3年の8/20~26の7日間の飲食部門売上高	÷	7	=	令和3年の1日当たり売上高	売上高減少額(4-9)
⑧ <input type="text"/> 円 (税抜)				⑨ <input type="text"/> 円	⑩ <input type="text"/> 円

小数点以下切上

【順序3】令和元年又は令和2年の8月の売上高と比べて

令和3年8月の売上高は減少していますか?(売上高減少額→⑩)

⑦、⑩のうち最も高い金額

⑪ 円

はい

いいえ

申請できません

(中小企業者の場合は、売上高方式(表面)により申請できます)

【順序4】1日当たりの支給単価を計算します。

⑦、⑩のうち最も高い金額	×	0.4	=	1日当たりの支給単価(千円未満切上)
⑪ <input type="text"/> 円				⑫ <input type="text"/> 円

【順序5】上限額を確認し、協力日数を乗じて支給申請額を算出します。

◎上限単価: 令和元年又は令和2年の1日当たり売上高の3割

上記②か④のうち、算定に使用した額	×	0.3	=	上限単価(千円未満切上)
② <input type="text"/> 円 ④ <input type="text"/> 円				⑬ <input type="text"/> 円

上記⑫、⑬、20万円のうち、最も低い金額が1日あたりの支給単価となります。

上記⑫、⑬、20万円のうち、最も低い金額	×	協力日数	=	当該店舗の支給申請額
⑭ <input type="text"/> 円		7 日		⑮ <input type="text"/> 円